



新型コロナウイルス感染症に関連した倒産件数が4月末時点で100件を超えたとの報道がなされ、緊急事態宣言の延長、長引く休業・自粛要請により企業経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。政府は融資や助成金・補助金など様々な政策を打ち出していますが、実際の支給に至っていない現状では、「コロナ倒産」も他人事に思えない企業も多いのではないのでしょうか。

従業員の解雇をせず、休業手当を支払うことで雇用維持を図る「雇用調整助成金」に関しては、毎日のように「使いにくさ」「申請の難しさ」「助成額の少なさ」が報道されています。これに反応するかのようには緩和策が打ち出されているものの、一企業の人事・総務担当者が対応するにはさらに分かりにくくなったように思います。[厚生労働省からは「雇用調整助成金の支給申請のポイント（前編・後編）」という解説動画がYouTubeで公開されています。](#)ぜひ、ご活用ください。



■雇用調整助成金の特例拡充について（5月8日現在の情報）

特例の拡充が日々発表され、どれが最新版の情報かが分からなくなっている状況ですが、5月8日現在発表されているもののうち、特に影響の大きなものをご紹介します。

<生産指標の比較を「前年同月」としなくてもいい場合>

雇用調整助成金を申請するためには、新型コロナウイルス感染症に係る要因により「前年同月」と比較して売上等が5%以上減少していることが必要であるところ、以下の要件のいずれも満たす場合、「前年同月」以外で比較が可能となった。

- ・比較する月に雇用保険適用事業所であり、雇用保険に加入する従業員がいること
- ・事業の開始期や立ち上げ期などの理由により、前年同期や前々年同期と比較できない又は要件を満たさないこと



※この拡充により、申請を断念していた企業も申請が可能となる場合があります！！

<助成額の算定方法の簡略化>

「実際に助成される金額の試算が難しい！」という声に対応し、企業規模に応じ、それぞれの簡略化の方法が発表されました。

1. 概ね従業員20人以下の小規模事業主

「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」

2. 上記1.以外の事業主

「労働保険確定保険料申告書」だけでなく「源泉所得税の納付書」により1人当たりの平均賃金を算定することができる



■新型コロナウイルス感染症の影響により、延長される行政手続きの期限

<労働保険の年度更新期間の延長>

対象：中小事業主、個人事業主（約 325 万事業所）

延長後の期間：6月1日～8月31日 ※例年は6月1日～7月10日

※納税の特例による納付猶予手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができる



<障害者雇用納付金の申告・納付の期限延長>

対象：全都道府県の全ての事業主

対象の障害者雇用納付金：令和2年2月1日～6月29日までに期限が到来するもの

延長後の期限：6月30日 ※事業主の申請に基づき、1年以内の期間で納付の猶予可

■源泉所得税の改正（令和2年度分）

令和2年4月1日施行の源泉所得税の改正について、国税庁より「源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。年末調整時の対応を含め、毎月の給与計算に関わる改正ですので、給与計算担当者は把握しておく必要があります。

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

ひとり親：同一生計の子あり、かつ、所得500万円以下、かつ、事実婚無 ※控除額35万円

寡婦：所得500万円以下、かつ、事実婚無 ※控除額27万円

寡夫：事実婚無 ※控除額35万円（「ひとり親」に該当）

※令和2年分の月々の給与では改正前の控除が適用され、年末調整時に改正後の控除が適用

2. 非居住者である扶養親族の扶養控除の適用に変更（令和5年分以後の所得税に適用）

扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の

非居住者のうち、以下に該当しない者は除外される。

- ・ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・ 障害者
- ・ その適用を受ける居住者からその年に生活費等として38万円以上の支払いを受ける者

※上記の理由に該当する場合は、扶養控除申告書提出時/年末調整時に証明書の提出要



■新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク新規導入企業への支援

中小企業を対象とする「働き方改革推進支援助成金」のうち「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」について、助成対象が追加されました。

申請要件：実際にテレワークを実施した労働者が1人以上いること（直接雇用）

支給額：対象経費の合計額×1/2 ※上限100万円

追加された助成対象：令和2年2月17日以降の取組みについて、

- ・ 受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象に
- ・ パソコンやルーターなどのレンタル・リース費用も対象に

※事業の実施期間（5月31日まで）の経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限る

試行的に導入している企業が新たに制度として導入する場合にも利用することができます。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

